

## 固定資産税等に係る納税催告書及び納付書の誤送付について

下記のとおり固定資産税等に係る納税催告書及び納付書の誤送付がありましたのでご報告します。この度は、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 内容

令和5年度固定資産税第1期分（令和5年5月1日納期限）等が未納である方に対し、令和5年6月20日に納税催告書及び納付書（以下「納税催告書等」といいます。）を送付したところ、事前に納付についてご相談をいただいた方など本来送付すべきでない方に対しても誤って納税催告書等を送付してしまったものです。

同日、納税催告書等が送付された方からお問合せをいただいたことで、誤送付が発覚しました。

#### 2 対象件数

140件（個人の情報が他者に漏れたものではありません。）

#### 3 原因

納税催告書等を作成するシステム処理において、発送対象者の設定を誤ったことによるものです。

#### 4 対応

対象となった方に速やかに連絡を行い、納税催告書等の誤送付について謝罪をするとともに、同封された納付書による市税の納付は不要である旨の説明を行います。

また、連絡が取れない方については、お詫びの文書を送付させていただきます。

#### 5 再発防止策

今回の事態を重く受け止め、今後このようなことが発生しないよう、納税催告書等の発送対象者の設定が正しく行われているかの確認を徹底いたします。

（ 財政局税務部収納対策課  
電話番号：052-972-2357 ）